

有害廃棄物の考え方について

1 合同検討委員会の方針

現場の原状回復を図ることを基本的視点とし、汚染除去について最終形態を有害廃棄物の除去と提言

現場の環境再生の形態については、今後合同検討委員会で検討

2 両県の共通認識

現場の原状回復を図る

有害廃棄物は除去する

有害廃棄物に位置付けられる特別管理産業廃棄物相当廃棄物(以下、「特管相当廃棄物」という。)は優先的に除去する

特別管理産業廃棄物を除く有害廃棄物の基準については、現場の不法投棄廃棄物の特性(種類、量、有害性、投棄形態等)の分析・評価を踏まえ、技術部会における考え方を集約する

(その後の合同検討委員会への報告、同委員会での検討を踏まえた提言に基づき、最終的には行政が判定基準を決定する)

3 技術部会としての検討(評価・提言)内容

原状回復に向けた除去手法を検討するために必要な調査内容

原状回復を図る適切な除去(撤去・浄化)手法

特管相当廃棄物を除く有害廃棄物の除去優先順位

現場の環境影響を監視する適切なモニタリング計画

(合同検討委員会で提言された環境再生に向けての技術的検討)

4 有害廃棄物についての検討内容

特管相当廃棄物の除去手法

特管相当廃棄物以外の有害廃棄物の判定基準と除去手法

両県における「有害廃棄物」の考え方について

県境不法投棄現場において、優先的に撤去すべき廃棄物及びその他汚染を除去すべき廃棄物を「有害廃棄物」と定義し、優先的に撤去すべき廃棄物は特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物（汚泥）の判定基準を超える廃棄物とする。

なお、その他汚染を除去すべき廃棄物については、現場東側、西側の不法投棄廃棄物の特性（種類、量、有害性、投棄形態等）を考慮し、技術部会での検討を踏まえて行う合同検討委員会の提言を得て、両県が判定基準を決定する。

（参考）

	有害廃棄物	
分類	優先的に撤去すべき廃棄物	汚染を除去すべき廃棄物
対策	全量撤去	撤去又は現地浄化
基準	特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物（汚泥）の判定基準を超える廃棄物	現場東側、西側の不法投棄廃棄物の特性（種類、量、有害性、投棄形態等）を考慮して判定基準を決定する

撤去手法については、技術部会で検討するものとし、現時点で対象は青森県約 33 万 m³、岩手県約 2.7 万 m³ と推計

表 1 (判定基準)

	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準			
	特定有害産業廃棄物 (mg/ 超)			
	廃酸・廃アルカリ以外			廃酸・廃アルカリ
	鉛・ばいじん・燃え殻	処理物	汚泥	
アルキル水銀	検出 (燃え殻を除く)	検出	検出	検出
総水銀	0.005	0.005	0.005	0.05
カドミウム	0.3	0.3	0.3	1
鉛	0.3	0.3	0.3	1
有機燐	-	1	1	1
六価クロム	1.5	1.5	1.5	5
砒素	0.3	0.3	0.3	1
シアン	-	1	1	1
PCB	-	0.003	0.003	0.03
トリクロロエチレン	-	0.3	0.3	3
テトラクロロエチレン	-	0.1	0.1	1
ジクロロメタン	-	0.2	0.2	2
四塩化炭素	-	0.02	0.02	0.2
1,2-ジクロロエタン	-	0.04	0.04	0.4
1,1-ジクロロエチレン	-	0.2	0.2	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.4	0.4	4
1,1,1-トリクロロエタン	-	3	3	30
1,1,2-トリクロロエタン	-	0.06	0.06	0.6
1,3-ジクロロプロペン	-	0.02	0.02	0.2
チウラム	-	0.06	0.06	0.6
シマジン	-	0.03	0.03	0.3
チオベンカルブ	-	0.2	0.2	2
ベンゼン	-	0.1	0.1	1
セレン	0.3	0.3	0.3	1
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	

表 2 (特別管理産業廃棄物の種類)

特別管理産業廃棄物の種類		性状及び具体例
廃油		産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類(引火点 70 未満のもの) (タールピッチ類及びその他の廃油を除く)
		[関連事業] 紡績、新聞、香料製造、医薬品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他
廃酸		水素イオン濃度指数(pH)が 2.0 以下の著しい腐食性を有する廃酸
廃アルカリ		水素イオン濃度指数(pH)が 12.5 以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ
		[関連事業] カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他
感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれ、若しくはそのおそれのある産業廃棄物 (血液の付着した注射針、採血管など)
		[関連事業] 病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他
特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油
	ポリ塩化ビフェニル汚染物	紙くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染みこんだもの、繊維くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが染みこんだもの、廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、金属くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くずのうちポリ塩化ビフェニルが付着したもの。
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹きつけ石綿・石綿含有保温材、及び除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生装置を有する事業所の集じん装置で集められたものなど
	その他の有害廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等の産業廃棄物で特定施設等から排出されるもので有害物質を判定基準を超えて含むもの [有害物質] アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2 - ジクロロエタン 1,1 - ジクロロエチレン、シス - 1,2 - ジクロロエチレン、1,1,1 - トリクロロエタン、1,1,2 - トリクロロエタン、1,3 - ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類